

岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う 家きん飼養農場等への緊急立入検査等の実施について

岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、本県では、昨日(1/14)から本日(1/16)にかけて、県内の家きん飼養農場等に対し、県家畜保健衛生所(獣医師職員)が情報提供、注意喚起および緊急立入検査等を実施しました。

その内容および結果については、以下のとおりです。

1 情報提供および注意喚起

(内容)

- ・ 岐阜県で本病が発生した旨の情報提供
- ・ 異常がみられた場合の早期通報
- ・ 野生動物の侵入防止
- ・ 農場の消毒の徹底
- ・ 他の家きん飼養農場への不要不急の出入りの自粛

2 緊急立入検査等による家きんの異常の有無確認

飼養羽数 100 羽以上の 28 農場：緊急立入検査により異常なしを確認

飼養羽数 100 羽未満の 97 箇所[※]：電話等により異常なしを確認

※昨日(1/15)、飼養者不在のため確認できなかった2箇所について、
本日(1/16)電話で異常のないことを確認しました。